

グローバル化とコーポレート・ガバナンス改革

仮屋 広 郷

I はじめに

大隈宏先生に私が初めてお会いしたのは、1997年9月であった。私が、非常勤講師として成城大学で講義をすることになったことがきっかけである。そのとき以来、先生は、私が、先生と母校を同じくすることや、同じ九州の出身ということもあって、ずっとかわいがってくださった。今回、会社法を専門とする門外漢の私が、この退任記念論文集に寄稿させていただく機会を得たのは、それが理由である。もっとも、先生と学問的な交流がなかったわけではなく、私が原賠法の制度的背景について研究していたとき、先生は、私の原稿に対して有益なコメントをくださり、また、文献についてもいろいろ教えてくださった¹⁾。そのとき、先生の研究室²⁾の書棚から贈与していただいた書籍も複数

1) 本文で述べた原稿は、拙稿「『原子力損害の賠償に関する法律』の制度的背景」齊藤誠＝野田博編『非常時対応の社会科学——法学と経済学の共同の試み』（有斐閣、2016年）257頁以下として上梓されている。この小論は、「原賠法が国の関与を曖昧にしたルールであったことが福島第一原発事故において適切な対応を困難にしたこと、そして、そのようなルールが形成された背景には、制度創設当時の複雑な事情（アメリカの国家戦略、政治家の思惑、メディア・プロパガンダ、原発技術は機微技術であり安全保障政策が大きく関わっていたことなど）が制約となり（結論ありきで物事が進められたことにより）、正しい情報をもとに合理的な検討を行ったうえで白地に自由な絵を描くこと（ゼロベースで制度を設計すること）ができず、原賠法制度が安心立法に終わってしまったことがある」（同書277頁から引用。ただし、注は省略した）ということを論じたものである。

2) 先生の研究室は、成城大学3号館の7階（だったと思う）にあり、窓からの眺めが最高のロケーションなのであるが、そこでコーヒーその他をいただきながらの先生との会話を、私は何度となく楽しんだ。

ある。

今回は、せっかく国際関係論・国際政治経済論を専門とされる大隈先生の退任記念論文集に寄稿させていただく機会を得たので、先生と同じ分野を専攻される方々を読者として想定し——会社法を専攻する人には必要ない説明も付け加えながら——、現在、会社法の分野でホットなトピックであるコーポレート・ガバナンスを、国際的な関係の中で論じてみようと思う³⁾。

II コーポレート・ガバナンス

2015年は「コーポレート・ガバナンス元年」と呼ばれており⁴⁾、いま、再びコーポレート・ガバナンス論議が盛んになっている。

再びというのは、1990年代の半ばにも一度流行したからである。今思い返すと、会社法の分野でコーポレート・ガバナンスというカタカナ言葉をそのまま使った論考を数多く目にするようになったのは、私が大隈先生と出会う少し前の頃からであった。

たとえば、ジュリストという法学雑誌があるが、その1994年8月1日・15日合併号では、コーポレート・ガバナンスの特集が組まれていた⁵⁾。また、その年の10月の日本私法学会のシンポジウムのテーマは、「コーポレート・ガバナンス——大会社の役割とその運営・管理機構を考える」というものであった⁶⁾。

そのシンポジウムの報告原稿の冒頭で、会社法研究者の龍田節は、次のように述べている。

「ガバナンス論議が花盛りである。会社法を専攻する者にとって、避けて通れない状況である。しかし、論議の焦点がどうも今ひとつ定まらな

3) 本稿は、一橋大学創立140周年記念講演会(2017年10月28日・於如水会館)において、私が行った講演(タイトルは「企業法制的潮流とその背景」)の原稿に、加筆・修正をして作成したものである。

4) 田中一弘「コーポレート・ガバナンス改革が置き去りにしていること——経営者の責任をめぐって——」監査役665号(2017年)6頁以下、6頁。このように言われる状況は、政府が音頭をとって作られている。江頭憲治郎「コーポレート・ガバナンスの目的と手法」早稲田法学92巻1号(2016年)95頁以下、95頁～96頁を参照。

5) ジュリスト1050号(1994年)参照。

6) 商事法務1364号(1994年)にシンポジウムの資料が掲載されている。

い。」⁷⁾

このコメントに象徴されているが、コーポレート・ガバナンスという言葉は、さまざまな局面で使われており、その意味するところは、一義的なものではない。

当時を振り返ると、コーポレート・ガバナンス論が盛んになったきっかけの一つには、金融界を中心にした企業の不祥事があった。そのため、経営者の不公正な行為をいかなる制度によってチェックしていくかという、健全性の観点からの議論が、コーポレート・ガバナンスという言葉で語られる状況があった⁸⁾。

また、「会社は誰のものなのか」というよく出される表現があるが、株主、従業員、地域社会等のいわゆるステークホルダーの利益をどのように制度的に位置づけるべきかという問題意識から、大規模公開会社の運営・管理機構が論じられ、株主権論が語られたり、社会的責任論やステークホルダー論が語られることもあった。このような、「だれの利益をどう制度的に位置づけ、反映させるべきかという基本的な政策論」⁹⁾がコーポレート・ガバナンス論と呼ばれることもあった。

そして、2000年の声を聞く頃から、コーポレート・ガバナンスが、企業の競争力の向上という効率性の観点からも論じられるようになり、広く読まれている神田秀樹の会社法のテキストに、次のような記述が現れたのが2002年のことであった。

「コーポレート・ガバナンス（企業統治）とは、どのような形で企業経営を監視する仕組みを設けるかという問題であるが、不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも、コーポレート・ガバナンスのあり方について世界的な規模でさまざまな議論がなされている。」¹⁰⁾

7) 龍田節「コーポレート・ガバナンスと会社法」商事法務 1364号（1994年）29頁以下、29頁から引用。

8) 河村貢ほか（座談会）「日本の会社のコーポレート・ガバナンス——現状と将来——」ジュリスト 1050号（1994年）6頁以下、10頁～11頁（近藤光男発言）。

9) 江頭憲治郎『会社法の基本問題』（有斐閣、2011年）296頁から引用。なお、この引用文が含まれる段落の記述には、同書 294頁～296頁を参照した。

現在のコーポレート・ガバナンス改革の根っこのところにも、効率性の観点からの問題意識がある。コーポレート・ガバナンス元年の6月には、東京証券取引所の上場規程にコーポレートガバナンス・コード¹¹⁾が取り込まれ、適用が始まったところであるが、このコード策定の事務局を務めた金融庁の担当者の解説においては、次のように述べられている。すなわち、このコードは、企業の不祥事防止といった側面を過度に強調するのではなく、「健全な企業家精神の発揮を促し、収益力・資本効率等の改善につながるような『攻めのガバナンス』を目指すものである」¹²⁾と。ここには、効率性の観点からの問題意識が現れている。

なお、コーポレートガバナンス・コードの前文では、「『コーポレートガバナンス』とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する」とされている。要するに、このコードには、迅速・果敢な意思決定によって積極的にリスクをとる経営を促す意図が込められており¹³⁾、それが「攻めのガバナンス」というキャッチコピーで表現され、効率性が強調されているわけである。

10) 神田秀樹『会社法』（弘文堂、第3版、2002年）90頁から引用。なお、網掛けは、同書の最新版（第19版、2017年）178頁の記述を反映したものである。

11) 本文記載のとおり、このコードは、東京証券取引所において規範化され、2015年6月1日から適用されているが、このコードの原案は、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」によって、2015年3月5日に策定された。

なお、後述のステewardシップ・コード（機関投資家の行動基準を定めたもの）も、コーポレートガバナンス・コードと同じく、金融庁の主導で作られたものである。これらは、アベノミクスの日本再興戦略という政治的な流れの中で、コーポレート・ガバナンス改革が進められた結果の産物であるといえる。

この2つのコードは **comply or explain**（規範を実施しない場合には実施しない理由を説明する）ということになっているが、この2つのコードを車の両輪とした諸対応を行っていくことが、日本の成長戦略の鍵だというスローガンのもと、事実上強制されているのが現状である。

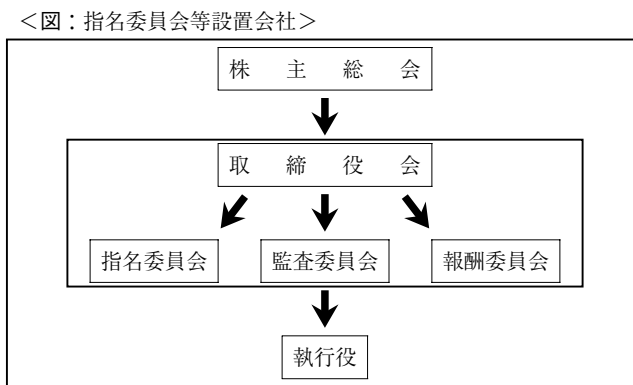
12) 油布志行「コーポレートガバナンス・コードの策定について」資本市場355号（2015年）4頁以下、5頁から引用。

13) 後藤元「社外取締役・独立取締役はどのような役割を期待されているのか？——近時の企業統治改革の効果の検証に向けて」宍戸善一＝後藤元『コーポレート・ガバナンス改革の提言——企業価値向上・経済活性化への道筋』（商事法務、2016年）215頁以下、225頁参照。

Ⅲ モニタリング・モデル

会社法のテキストにおいて、効率性の観点からのコーポレート・ガバナンスがいわれ始めた2002年は、どのような年であったのかを振り返ってみると、現在の指名委員会等設置会社制度¹⁴⁾が導入された年であった。

この制度は、多くのアメリカの大企業が採用している経営機構を念頭に置いて作られたものであるが、そのイメージは、下の<図>のようである。



※ 上記の3委員会は社外取締役が過半数を占める。
図の矢印は人事権（選任〔選定〕・解任〔解職〕）を示す。

指名委員会等設置会社においても、株主総会が取締役を選び、選ばれた取締役によって取締役会が構成される点は、従来型の経営機構を有する会社と変わらない。しかし、この会社では、取締役会が選任した執行役が業務執行を行い、代表執行役が会社を代表する。つまり、従来型の会社の代表取締役の役割は、代表執行役が果たすことになる。そのため、この会社に代表取締役は存在しない。また、この会社には、監査役も存在しない。取締役会のもとに、3つの委員会が置かれて、そのうちの監査委員会が、従来型の会社の監査役会の役割を果たすからである。

ともかく、この経営機構は、取締役会を業務執行から切り離し、その機能を業務執行者の監督に純化することを狙っている。このような構想にたつ機関設計の考え方をモニタリング・モデルと呼ぶ。そして、適切に監督を行うためには、監督される者からの独立性が確保される必要があるので、取締役会に社外

14) この制度が導入された当時の呼称は、委員会等設置会社であった。

取締役を置くことが要請されることになる。

モニタリング・モデルの考え方は、1970年代に、アメリカで生まれた。70年代のアメリカでは、企業不祥事が続いたことから、会社の適切な経営を確保するための社内メカニズムの構築が議論されることとなったが、その中で、会社の業務執行を取締役会が担うという法の建前は、現実に行われているものではないし、もはや期待できることでもないということで、取締役会に対しては、現実的に期待できることを要請しようという発想が出てきた。

つまり、取締役会に期待できることは、経営者であるオフィサーの選任・解任と、その人事権を背景とした業務執行の監視、あとは助言と基本的なプロジェクトの承認ぐらいであることを前提に、オフィサーの業務執行を実質的にチェックできる仕組みを会社内に埋め込むことを考えていこうと、ある意味、現状追認的な妥協策として出てきたのがモニタリング・モデルなわけである¹⁵⁾。

このモデルは、企業不祥事をきっかけに出てきたので、当初は、会社の適法性確保の観点からのモニタリング機能が注目されたが、90年代になると、経営者の業績評価の観点からのモニタリング機能が注目されるようになった。これは、アメリカを代表する企業のCEOが、スキャンダルや違法行為ではなく、業績不振を理由に解任されるということが頻発し、そうしたことが契機となって、経営効率の改善を実現する方策として、取締役会のモニタリング機能強化が注目されるようになったからである。

こうして、モニタリングに効率性の観点が出てきた¹⁶⁾。

IV モニタリング・モデルの世界的普及と経済政策の一環としての会社法

現在では、モニタリング・モデルが、ガバナンスのあり方についてのグローバル・スタンダードだといわれているが¹⁷⁾、経済法研究者で会社法にも造詣が深い川濱昇は、モニタリング・モデルの世界的普及について、以下のようにコ

15) 川濱昇「取締役会の監督機能」森本滋＝川濱昇＝前田雅弘編『企業の健全性確保と取締役の責任』（有斐閣、1997年）3頁以下、8頁～9頁、小塚莊一郎「企業の国際化とコーポレート・ガバナンス改革」長谷部恭男ほか編『岩波講座現代法の動態4 国際社会の変動と法』（岩波書店、2015年）181頁以下、193頁参照。

16) 以上については、川濱・前掲注（15）25頁～27頁を参照。

17) 落合誠一「会社法制見直しの基本問題」商事法務1897号（2010年）4頁以下、7頁。

メントしている。

「1980年代の後半から、……多くの国で、無責任な経営による突然の倒産や詐欺的な会社経営の発覚といったスキャンダルが相次いだ。その結果、『コーポレートガバナンス』という米国以外では見られなかった言葉が流行語となった。それらの国々は会社の機関構成に関する法制度も株主構成のあり方も異なっている。にもかかわらず、問題への対処方法として、多くの国々で米国流のモニタリングモデルによる取締役会の強化が証券取引所や各種自主規制機関、経営者団体などによって提案されてきた。1990年代初頭の米国で見られた、取締役会によるCEO解任劇は取締役会の機能強化を強く印象づけた。この強い印象とその時期の米国の企業収益の増加が、株主利益確保の制度枠組みとして米国モデルを指針とする傾向を生み出したのである。このように、会社スキャンダルへの対処と会社効率性（ここでは株主利益もしくは収益の意味で用いている）の増大目的という、二つの異なった要請を背景にモニタリングモデルが伝播していったのである。」¹⁸⁾

このように述べたうえで、川濱は、このモデルが伝播した代表例としてイギリスをあげ、その状況を紹介したあと、それ以外のEU諸国にも影響があったことを述べている。

こうした流れを踏まえると、最近の日本のガバナンスの制度づくりは、アメリカよりもヨーロッパの方を参考にする形に変わっているといわれるのであるが¹⁹⁾、出所は変わらないので注意が必要である。確かに、コーポレートガバナンス・コードとともに、ダブル・コードと称される日本版スチュワードシップ・コード²⁰⁾の策定にあたっては、イギリスの議論が参考にされているが、そのイギリスの制度改革には、アメリカ最大手の議決権行使助言会社ISS (Institutional Shareholders Services) を立ち上げたロバート・モンクスなどが協力しており、イギリスの制度もアメリカの議論の影響を受けてできたものである²¹⁾。

18) 川濱・前掲注(15) 14頁から引用。

19) 神田秀樹「総括に代えて」商事法務2103号(2016年)24頁以下、25頁。

20) 前掲注(11)を参照。

川濱論文は、1997年に書かれたものなので、その後の状況をフォローしておく、2000年頃から、コーポレート・ガバナンスは、企業の競争力の向上という効率性の観点から論じられる傾向が世界的に強くなった。そして、その頃から、次のようなロジックを前提に会社法改正が議論されるようになった。

それは、良い会社法は、良いコーポレート・ガバナンスをもたらす。そして、良いコーポレート・ガバナンスは、企業の競争力を高め、国の経済力を高める、というロジックである²²⁾。これが正しいのかどうかはよく分からないところであるが、とにかく、そういうロジックで話が進むようになった²³⁾。

ちなみに、アメリカでは、1990年代になってから、グローバル化や会社法研究における実証研究重視の傾向を背景に、コーポレート・ガバナンスの比較研究が盛んになったが、そうした研究においては、競争優位性を持つコーポレート・ガバナンスの型は存在するか、存在するとすれば、各国のコーポレート・ガバナンスはそれに収斂するのか、という問いに、多くの関心が寄せられてきた²⁴⁾。そして、2001年には、ハーバードとイエールの会社法研究者が、株主中心主義に立つアメリカ型のコーポレート・ガバナンスがイデオロギー的にも競争性の観点からも魅力あるものであることは議論の余地がないとして、アメリカ型のコーポレート・ガバナンス・システムへの収斂テーゼともいうべき主張をなすに至った²⁵⁾。

21) 拙稿「コーポレート・ガバナンス放談（下）——改革の政治経済学——」ビジネス法務 15巻9号（2015年）110頁以下、112頁注（35）を参照。なお、議決権行使助言会社というのは、上場会社の株主総会議案を分析し、コーポレート・ガバナンスの観点からその是非を機関投資家にアドバイスする会社のことであり、後述のコーポレート・ガバナンス産業の一角を占めるものであるといえる。

22) 神田秀樹「会社法改正の国際的背景」商事法務 1574号（2000年）11頁以下、12頁参照。

23) 今では、実務担当者もこのロジックを受け入れているようで、資生堂のリーガル・ガバナンス部ガバナンスグループマネージャーは、「当社としても海外のベストプラクティスを学んだりする中で、ガバナンスの強化は企業成長に直接寄与・影響するものであるから、その方向で頑張ろうというように考えが変わってきている」とし、2017年3月に経済産業省のコーポレート・ガバナンス・システム研究会から出された「CGS研究会報告書」をきっかけにして、「多くの企業が『ガバナンスの強化は企業成長に直結するものである』という考え方を持つようになればよい」と述べている。神田秀樹ほか（座談会）「CGS研究会報告書のポイントとガバナンス実務への影響」商事法務 2133号（2017年）26頁以下、51頁（牧野さゆり発言）参照。

24) Donald C. Clarke, “Nothing But Wind”? The Past and Future of Comparative Corporate Governance, 59 Am. J. Comp. L. 75, 76, 84 (2011).

25) Henry Hansmann & Reinier Kraakman, The End of History for Corporate Law, 89 Geo. L.

もちろん、この議論は決着しておらず、この当ても、経路依存性 (path dependency) を強調して、一つの型への収斂に懐疑的な立場も見られたのであるが²⁶⁾、本稿ではそこには立ち入らず、何が収斂論に大きな影響を与えていたのかという点についてだけ確認しておく、それは、1990年代の後半から発表され始めた4人の経済学者による一連の研究²⁷⁾だとされている²⁸⁾。

彼らの研究は、投資者保護法制の充実と資本市場の発展との間には正の相関があることを主張しているのであるが、この研究は、ヨーロッパの会社法改正論議にも大きな影響を与えたといわれている²⁹⁾。さらに、この研究は、世界銀行その他の国際機関によって、法制度改革の基礎となる政策を、科学的に見せるために使われたので、広範囲の政策担当者に大きな影響を及ぼしているようでもある³⁰⁾。

こうして、経済発展にとって「法律が意味を持つ (law matters)」という認識が広がりを見せるようになり、日本でも「法は、社会・経済の重要な制度的インフラストラクチャーのひとつである」³¹⁾といわれるようになった。

J. 439, 445 (2001). なお、かつて、私は、Hansmann & Kraakman の主張の根底には、Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man* (1992) が一般理論として存在していることを指摘し、その進歩史観に彩られた主張を受け入れることの問題点を論じたことがある。拙稿「会社法の歴史の終わり？」一橋法学2巻3号(2003年)401頁以下、410頁~412頁参照。

26) たとえば、Lucian A. Bebchuk & Mark J. Roe, *A Theory of Path Dependence in Corporate Ownership and Governance*, 52 *Stan. L. Rev.* 127 (1999) を参照。本論文は、井村進哉「企業ガバナンスの多様性について——非収斂説としての経路依存性仮説の検討を中心に——」渋谷博史=首藤恵=井村進哉編『アメリカ型企業ガバナンス——構造と国際的インパクト——』(東京大学出版会、2002年)155頁以下で、詳細に紹介されている。

27) 4人の経済学者は、Rafael La Porta, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, Robert Vishny である。一連の研究として、たとえば、Rafael La Porta et. al., *Law and Finance*, 106 *J. Pol. Econ.* 1113 (1998); Rafael La Porta et. al., *Corporate Ownership Around the World*, 54 *J. Fin.* 471 (1999); Rafael La Porta et. al., *Investor Protection and Corporate Governance* 58 *J. Fin. Econ.* 3 (2000) がある。

なお、各国の法制を共通の基準で数値化し、統計分析を行う上記のような研究の問題点について、拙稿「比較法研究と制度的補完性——中国人留学生の研究に接した大学教員の比較法研究雑感」法学セミナー715号(2014年)65頁以下、72頁注40を参照されたい。

28) Brett H. McDonnell, *Convergence in Corporate Governance – Possible, But Not Desirable*, 47 *Vill. L. Rev.* 341, 348 (2002).

29) 神田・前掲注(22)12頁。

30) Curtis J. Milhaupt & Katharina Pistor, *Law & Capitalism: What Corporate Crises Reveal about Legal Systems and Economic Development around the World* 20 (2008). 小塚・前掲注(15)203頁も参照。

31) 神田秀樹『会社法入門』(岩波新書、2006年)ii頁。

このように、2000年代以降は、「国の経済に資する、それをサポートする制度である」という認識のもとでコーポレート・ガバナンスを議論するのが世界的な潮流となり、「会社法の良し悪し」が「企業の良し悪し」を通じて、「国の経済の良し悪し」に影響を与えうるという、従来の純粋な法律家にはなかった視座から、会社法が位置づけられるようになっていく。会社法は私法のひとつであるという役割を超えて、つまり、「会社法というのは私人間の利害を調整するルールである」という基本を超えて、国家の経済政策の一環として位置づけられるようになっていくわけである³²⁾。

現行の会社法は2005年に成立したものであるが、この会社法の制定も、そして、2014年の会社法改正もこうした流れの中で行われたものである。なお、2014年改正では、監査等委員会設置会社制度が創設されたが、これは、モニタリング・モデルを志向しつつも³³⁾、指名委員会と報酬委員会の設置を必要とせず、経営者にとって利用しやすい——次期取締役候補の決定権や個別の報酬決定権という経営者（社長）のパワーの源となる重要な権限を、社外取締役が過半数を占める委員会に奪われてしまうことがない³⁴⁾——機関設計の選択肢として導入されたものである³⁵⁾。

現在進行中のコーポレート・ガバナンス改革において中心的な役割を果たしている神田秀樹は、グローバル化時代にあっては、諸外国で共通認識になりつつあるこの流れ（＝パラダイム転換）を意識して会社法の見直しを行っていくべきことを述べたうえで³⁶⁾、会社法の将来について、次のようにコメントしている。

「日本でも、会社法分野におけるパラダイムの転換が起きることを期待す

32) 神田秀樹＝相澤哲（対談）「会社法の『見えざる構造』」新会社法 A2Z 第15号（2006年）6頁以下、18頁（神田秀樹発言）、神田秀樹「新会社法と信託制度」信託 227号（2006年）104頁以下、114頁～115頁、神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、新版、2015年）224頁参照。また、中村直人＝倉橋雄作『会社法の実務』（商事法務、2016年）9頁～10頁も参照。

33) 前田雅弘「監査役会と三委員会と監査・監督委員会」江頭憲治郎編『株式会社法体系』（有斐閣、2013年）253頁以下、257頁。

34) これまで、指名委員会等設置会社に移行する会社が少なかったのは、本文に記載した点がネックになっていたという現実がある。浜辺陽一郎「問われる企業統治と会社法改正の動向（下）」会社法務 A2Z 2012年3月号14頁以下、15頁、土岐敦司「委員会設置会社のガバナンス」法律時報 80巻11号（2008年）38頁以下、42頁参照。

35) 前田・前掲注（33）271頁。

36) 神田・前掲注（32）224頁～227頁（2015年）参照。

る……。その内容は、思い切って極端に言えば、今日の IT 環境と変化しつつある株式市場環境のなかにおける株主の基本的な権利は何であるべきかを整理し、その保護を法制上確保したうえで、会社の活動を事前に制約するような規制を撤廃することである。

コーポレートガバナンスの多くの部分は、結局のところそのような株主すなわち証券市場における投資家の信頼を確保する仕組みの構築という課題である。』³⁷⁾

簡単にまとめると、グローバル化が進む現在、パラダイム転換が必要で、そのキーワードは、株主中心主義と規制緩和だとしているわけである。

ともかく、これまでの話から、グローバル・スタンダードとされるモニタリング・モデルは、アメリカン・スタンダードで、それが世界中に広がりを見せていることや³⁸⁾、近時のコーポレート・ガバナンス論は、効率性の観点を強調していて、株主中心主義や規制緩和と結びついていることが確認できたのではないかと思う。

V 自国に有利なガバナンスを普及させるチャンネル

内閣府本府参与としても活躍している原丈人は、2017年3月に上梓された本の中で、最近のコーポレート・ガバナンス改革の流れに真っ向から反対するコメントをしている。それは、以下のようなコメントである。

『『グローバリズム』とは、決して美しいものではありません。米国などの大国が、自分の文化、言語、ビジネス慣習などを他国に押しつけるための口実にすぎません。

ですから、『グローバル化の波に乗り遅れてはならない』『日本の企業も、英米型の経営を見習うべし』といった掛け声を耳にする度に、『ちょっと待って欲しい』と違和感を覚えます。『グローバリズム』という美名の下で、世界や日本に起きていることを直視できていないと感じるからで

37) 神田・前掲注 (32) 231 頁～232 頁 (2015 年) から引用。

38) 小塚・前掲注 (15) 201 頁～202 頁は、モニタリング・モデルが世界的に受容されているといっても、現実の運用がそれにどこまで対応しているかは疑わしいという。

す。」³⁹⁾

「アメリカやイギリスばかりでなく、日本もいま、株主資本主義に侵食されています。『株主資本主義』こそ、日本経済と世界経済の停滞をもたらしている元凶なのです。

そして、この『株主資本主義』と、『市場の自然な成り行きに任せておけばすべてうまく回る』と考える『市場万能主義』。この2つが一体となった『金融資本主義』が世界経済を支配しています。『金融資本主義』は、『株主資本主義』のなれの果てと言えます。』⁴⁰⁾

「米国の資本主義は、社会に有用な企業を全部崩壊に導いていく可能性すらある。その理由は、コーポレートガバナンス（企業統治）の要をなす『企業は株主のもの』という間違った考え方にある』⁴¹⁾

本稿のIVまでにおいて述べたことからすると、モニタリング・モデルが世界に普及しているのは、グローバルな競争の中で、競争優位性を手に入れようと各国が制度間競争を行い、一番効率的なものが選択された結果であるという進化論的なストーリーをイメージさせるのであるが、原のコメントを見ると、どうもそうではなく、人為的に作り出された結果にすぎないのではないかと、そんな気がしてくる⁴²⁾。

そうすると、気になるのは、「どのようにしてビジネス慣習などを他国に押しつけるのだろうか？」ということである。

これとの関わりで注目されるのは、コーポレート・ガバナンスについての原

39) 原丈人『「公益」資本主義——英米型資本主義の終焉』（文藝春秋、2017年）20頁から引用。なお、同書101頁～102頁は、「アメリカのグローバリゼーションとは、世界を自国のルールに従わせることであり、世界のお金を自国に吸い上げることです。その対象には、もちろん日本も含まれます」と述べる。また、同書7章には藤井聡（京都大学大学院工学研究科教授）との対談が記されているが、藤井は、「グローバリズムとは、欧米の特定の投資家たちが世界中から富を取奪する仕組みですね」と述べている（同書224頁）。

40) 原・前掲注（39）28頁から引用。

41) 原・前掲注（39）30頁から引用。

42) モニタリング・モデルにそった取締役会の仕組みをモニタリング・ボードと呼び、コーポレート・ガバナンス改革が進展中の日本において、規範論としてのモニタリング・ボードが唯一目指すべき目標として受け入れられつつあるが、今後の日本に最適なボード・システムを議論する理論的基盤としては問題があることを述べる論文がある。宍戸善一「モニタリング・ボード再考——内部ガバナンスと外部ガバナンスの補完性の観点から」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』（有斐閣、2017年）231頁以下を参照。

則を「OECD を使ってどうしようというのは日本にはない、諸外国にはある」⁴³⁾ という神田のコメントである。

なぜこのコメントが目を引くのかというと、OECD は、1999 年にコーポレートガバナンス原則 (OECD Principles of Corporate Governance) を策定しており⁴⁴⁾、これを基礎にして、東京証券取引所が 2004 年に「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」(2009 年に改訂)を公表していることや、今回のコーポレートガバナンス・コードにしてみても、基礎となっているのは、OECD のコーポレートガバナンス原則だったりするからである⁴⁵⁾。

ちなみに、2014 年に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2014 は、OECD 原則を踏まえてコーポレートガバナンス・コードを策定すべきこととしていた。そして、ゼロベースで作られたものではないからこそ、有識者会議の発足から 1 年未満という短期間でコードは施行されるに至ったわけである⁴⁶⁾。

そこで、OECD についてであるが、外務事務次官・駐米大使を歴任した村田良平は、次のようにコメントしている。

「そもそも OECD は如何なる仕事をするところかというのは愚問であるということだ。その対象が常に変化しているからである。現在 (2008 年) の段階では、先進市場経済諸国が、経済を中心しつつ、より広汎な対象についても協議協力する一種のクラブ的な国際機関だという他ない。」⁴⁷⁾
「OECD 自体が上述の先進 24 ケ国をみの排他的なクラブであり続けたのであり、21 世紀の今でも加盟国は 30 ケ国という閉鎖性を残している。」⁴⁸⁾

43) 神田秀樹「総括コメント」ソフトロー研究第 18 号 (2011 年) 93 頁以下、96 頁から引用。

44) この原則の紹介として、小林量「OECD のコーポレートガバナンス原則」監査役 431 号 (2000 年) 4 頁以下がある。

45) 保木健次「コーポレートガバナンス・コードを読み解く：第 1 回 OECD 原則からみる日本のコーポレートガバナンス・コード」KPMG insight Vol. 10 (2015 年) 8 頁以下を参照。

46) 中村直人＝倉橋雄作『コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方』(商事法務、2015 年) 2 頁～3 頁参照。日本のコーポレートガバナンス・コードの具体的内容は、OECD のコーポレート・ガバナンス原則と大差ないものの、考え方が大きく違っていることについて、江頭・前掲注 (4) 109 頁を参照。

47) 村田良平『村田良平回想録 (上巻) ——戦いに敗れし国に仕えて——』(ミネルヴァ書房、2008 年) 330 頁から引用。

48) 村田・前掲注 (47) 162 頁から引用。なお、2010 年にはチリ、スロベニア、イスラエル、エストニアが、2016 年にはラトビアが加盟し、現在の加盟国は 35 か国である。ブラジル・ロシア・インド・中国などは、世界経済の主要なプレーヤーであるといえるが、OECD 加

端的に言えば、OECDは、「一種のクラブ的な国際機関」に過ぎず、しかも、「排他的なクラブであり」、「閉鎖性」がある、ということである。

イギリスの社会学者のロナルド・ドーアも、OECDは「先進国クラブ」といわれているとしているが、そのOECDは、コーポレート・ガバナンスを取り上げてグローバル・スタンダードを制定しようとする国際機関であることを述べている⁴⁹⁾。そして、先に触れたOECDのコーポレートガバナンス原則について、「OECDの事務局においても、その『原則』を制定した加盟国大臣会議においても、アメリカの影響力が圧倒的に強い」⁵⁰⁾ことを指摘している。

また、証券市場論や機関投資家論を専門とする三和裕美子によると、OECDは、公共部門として各国企業ガバナンスのインフラ作りを支援するという立場をとっているが、主導権を握っているのはアメリカの機関投資家であるとされている⁵¹⁾。

何を言いたいのかというと、われわれは、国際機関について、公正・中立な立場で活動しているとイメージしがちであるように思われるのであるが、どうもそれは幻想にすぎないのではないか、ということなのである⁵²⁾。

同じことは、NPOなどにもいえて、前述の原丈人は、次のようにコメントしている。

「環境保護団体やNPOは、『本気でやっている人』と『本気でやってはいるけれど実際には誰かに使われている人』と『初めから誰かに使われるためにやっている人』の3種類がいます。」⁵³⁾

盟国ではない。

49) ロナルド・ドーア『誰のための会社にするか』(岩波書店、2006年)32頁。

50) ドーア・前掲注(49)33頁から引用。

51) 三和裕美子「アメリカ機関投資家の対外株式投資と企業ガバナンス」渋谷博史=首藤恵=井村進哉編『アメリカ型企業ガバナンス——構造と国際的インパクト——』(東京大学出版会、2002年)111頁以下、135頁。

52) 堤未果『政府は必ず嘘をつく——アメリカの「失われた10年」が私たちに警告すること』(角川マガジズ、2012年)168頁~172頁を参照。また、西部邁『保守の真髄——老酔狂で語る文明の紊乱』(講談社、2017年)115頁~116頁も参照。

なお、国際機関は覇権国によって動かされているという現実だけでなく、日本の官僚が、自分たちの望む政策を実現するための「外圧」を作り出すためにそれを利用している側面があることにも注意が必要である。三橋貴明『財務省が日本を滅ぼす』(小学館、2017年)242頁~245頁を参照。

53) 原・前掲注(39)150頁から引用。

こうしたことを踏まえて、業界団体みたいなものに目を向けてみたい。たとえば、ICGN (International Corporate Governance Network) という欧米の機関投資家を中心に構成されている民間の国際組織がある。ここが作成したレポートが、OECD の議決権行使に関するガイドラインに取り込まれたりするのであるが、この組織にしてみても、アメリカ的な「株主による企業ガバナンス」を促進することを目的として存在しているといっても過言ではないという三和裕美子の指摘がある⁵⁴⁾。

また、ACGA (Asian Corporate Governance Association) という団体もある。ACGA は、白書⁵⁵⁾ を通じて、日本企業のコーポレート・ガバナンスに対する提言をするなどしているが⁵⁶⁾、この団体の中心メンバーはカルパースなので、ここでもアメリカの機関投資家の影響力は強い。なお、ACGA の中心メンバーには、イギリスの機関投資家ハーミーズもいるが、三和によると、カルパースとハーミーズは連携してグローバルな企業ガバナンス問題に対する方針や行動計画を立てているようである⁵⁷⁾。そして、アメリカの法学雑誌においては、この ACGA の白書が、日本の立法関係者と外国人投資家の対話の枠組みを作ったという指摘も見られるところである⁵⁸⁾。

以上のように、アメリカは、いろいろなチャネルを通じて自国の企業ガバナンスを国際的に普及させようとしている様子が窺える。アメリカが自国の企業ガバナンスを国際的に普及させようとする理由の1つは、アメリカにはそれを後押しする産業（コーポレート・ガバナンス産業）が存在しており、その活動の場を海外に広げようとしているからであると考えられる⁵⁹⁾。

54) 三和・前掲注 (51) 135 頁～136 頁を参照。

55) ACGA 「日本のコーポレート・ガバナンス白書」(2008 年)。この白書によると、ACGA は独立非営利の会員制協会で、調査、支援、教育の各活動を通じて、アジアにおけるコーポレート・ガバナンスの長期的向上に取り組んでいるとされている。

56) たとえば、ACGA の白書では、株主に代わり、独立した立場で外部から経営陣を監督する透明なプロセスの確立が必須であり、社外取締役が取締役会の3分の1以上を占めることが理想であることなどが提案されていた。

57) 三和・前掲注 (51) 122 頁～123 頁参照。

58) David Makman, The 2013 Symposium on Corporate Governance in Japan, 11 *Hastings Bus. L. J.* 57, 58 (2015).

59) 詳細は、拙稿「コーポレート・ガバナンス放談(上)——改革の政治経済学——」*ビジネス法務* 15 卷 8 号 (2015 年) 108 頁以下、111 頁～112 頁を参照されたい。また、これに関連して、拙稿「国際政治と会社法制改革——平成 5 年商法改正を通して今を見る」*法学セミナー* 734 号 (2016 年) 48 頁以下も参照されたい。

VI おわりに

本稿のこれまでの話を確認しておこう。近時のコーポレート・ガバナンス論は、効率性の観点からのモニタリングの話になっており、アメリカン・スタンダードであるモニタリング・モデルが、グローバル・スタンダードとして世界に広がっていること、そして、会社法が経済政策法の色合いを帯びるようになってるとともに、株主中心主義や規制緩和を念頭に改革が進められるようになっていくことを述べた。これが1点目である。

2点目は、モニタリング・モデルがグローバル・スタンダードとされて世界に広がっている背景には、コーポレート・ガバナンス産業が、その活動の場を海外に広げようとして、あらゆるチャネルを使って影響を与えていることに注意しておく必要があるということである。

本稿において、私が述べたかったことは、2点目の方で、自分たちのビジネスチャンスが広がるように、世界の制度を画一化しようとしている力が働いていることを意識しておく必要があるということである。グローバル化の流れの中で、イコール・フッティングとかハーモナイゼーションとか、耳に心地よく響く言葉がいろいろ言われているが、それが行き過ぎると、世界が画一化して、多様性を失うことにつながることを認識しておくべきだと思うのである。

また、この画一化は、ある意味、「近代」という時代を体現しているとも見ることができるよう思う。どういうことかということ、スペインの哲学者のオルテガによると、「近代的」であるということ、すなわち、英語で言うと modern であるが、それは mode にのっとったもののことを意味するようである⁶⁰⁾。そして、mode は、語源的に見ると model と同じなのであるが、言ってみれば、ある model (型) が、mode (流行) に乗って広がりを見せることが modern (近代) という時代の特徴なわけである。つまり、モニタリング・「モデル」という新しい経営の「型」、その「流行」によって画一化が進んでいる状況、これは、まさに「近代」という時代を体現していると、そういう風に見ることもで

60) オルテガ・イ・ガゼット(神吉敬三訳)『大衆の反逆』(筑摩書房、1995年)50頁参照。同頁では、「moderno(近代的)とは modo(流儀)にのっとったもののことであり、新流儀とは、過去に行われてきた古い伝統的な流儀に対してその時点において現れてきた……流行(modas)を意味する」(傍点は原文)と述べられている。

きると思うのである。その意味では、まだまだ「モダンの時代」だと思⁶¹⁾。

ともかく、画一化によって経営の多様性が失われることは望ましくないと思うのであるが、伝統的な経営の「型」である日本型経営は、「新しい経営の型の流行」によって、どんどん破壊される流れにある。また、ガバナンス改革が、運動の観を呈して進められる中で、経営者のマインドも大きく変わりつつあるように見える。

以下には、20年前の日本の経営者がどのような考え方をしていたかを知る手がかりとなるコメントを2つあげた。

合同製鐵会長佐々木喜朗

「日本の集団主義的経営思想と関連して重要な点は、日本企業の平等的人間観である。よくいわれるように、日本企業では、一般社員と経営者の給与格差は、米国に比べて極めて小さい。経営者も一般社員もそれで納得している。製造現場では、取締役の工場長と労働者が同じ作業衣を着て、同じ食堂で飯を食う。これも当然だと思っている。

米国ではリストラのためにレイオフを実施している経営者がストックオプションの権利を行使して、多額の収入を得ているなどの新聞記事を目にすると、『よく、まあ、そんなことができるものだ』と驚いてしまう。日本の経営者は、そのような場合、自分の報酬の一部も前もって返上する。現に私自身も十数パーセントの報酬を返上している。決して偽善的行為ではなく、『乏しきを憂えず、等しからざるを憂える』という日本人の根底にある倫理観によるものである。』⁶²⁾

オリックスグループ CEO 宮内義彦

「まっとうな経営者なら、自分の報酬金額は抑えておこう、自分のストック・オプションは抑えておこうと考えることはあっても、どうせなら自分は金持ちになってやろうと思う人は一人もいないのではないですか。間違いありません。』⁶³⁾

61) 西部邁『ファシスタたらんとした者』（中央公論新社、2017年）125頁、西部・前掲注（52）36頁・124頁参照。

62) ロナルド・ドーア（藤井真人訳）『日本型資本主義と市場主義の衝突』（東洋経済新報社、2001年）94頁から引用。

63) 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム編『ストック・オプションのマネジメン

「このほど導入したストック・オプションでは、私と平取締役との比率を思い切って四対一にしました。日本ではこれ以上は無理だろうという、ギリギリの線だと思います。アメリカ企業だったら五〇対一でしょうね。」⁶⁴⁾
「〔日本企業の役員報酬はアメリカ企業のそれと同じように〕ならないです。それは、役員報酬が極端に高くなるような報酬体系は、会社の業績を悪くしかねないからです。

その理由は、……日本企業そのものがサムライ集団だからなのです。自分たちの働く会社をよくしようと、会長や社長以下、新入社員や契約社員までが肩を組んで、志を持って仕事をしています。そこへ経営トップだけが大金持ちになるというシステムを取り込んだりしたら、ほかの人たちは『もうやめた』と言い出すでしょう。みんなで頑張っているのに、経営トップだけいい目を見るんじゃ、バカバカしくてこんな会社で働けるかと。裏目に出る可能性のほうが大きいはずです。

だから日本企業の役員報酬というのは、……アメリカ企業と同じことをしたら絶対納得してくれない。社会も悪い方向に向かっていくかもしれません。」⁶⁵⁾

2人のコメントを見ると、日本の経営者は、集団主義的経営思想のもとで、平等性・公平性に配慮して経営を行ってきたことや、そのような経営こそが従業員の士気を高め、会社の業績にも資すると考えてきたことが分かる。

しかし、今はどうだろう。経営者の報酬は目に見えて高額化してきている。これは、コーポレートガバナンス・コードが、株式によるインセンティブ報酬の導入を推奨するなど⁶⁶⁾、役員報酬を、「攻めのガバナンス」(改革のキーワード)を実現するための重要テーマの一つに位置づける政策的な流れが作られているからである⁶⁷⁾。

ト』(ダイヤモンド社、1998年)125頁から引用。以下、同書を「フォーラム編」と略称する。

64) フォーラム編・前掲注(63)126頁から引用。

65) フォーラム編・前掲注(63)128頁～129頁から引用。

66) コーポレートガバナンス・コード〔補充原則4-2①〕は、「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」としている。

67) 神田秀樹＝武井一浩＝内ヶ崎茂編著『日本経済復活の処方箋 役員報酬改革論』(商事法務、増補改訂版、2016年)7頁参照。なお、今回の論議でしばしば目にする各種のキーワー

ちなみに、東京商工リサーチによれば、2015年3月期決算の役員報酬の最高額は、宮内義彦の54億7,000万円だったようである⁶⁸⁾。やはり、経営者の意識は大きく変わりつつあるのではないだろうか。

なお、宮内は、20年前に、現在の改革を見るうえで、非常に示唆に富むコメントをしている。

「むしろ報酬委員会をつくったほうが、日本企業の役員報酬は上がるんじゃないですか。私のストック・オプションも、おそらく一〇倍くらい上がったと思います（笑）。

過去に専門のコンサルティング会社をお願いして、『私の報酬はいくらが適当か』を試算させたことがあるのです。その結果は、聞いただけでバカバカしい金額をはじいてきました。目をむくような高額です。『こんな数字は何の参考にもならない』ということですぐやめました。もちろん私は、自分の報酬を自分で決められる立場にありますから、『コンサルティング会社が提示した金額に決めました』と決定できないわけではない。第三者機関がはじいた数字ですから免罪符が張られてあります。しかし、そのような高額な報酬をもらうかもらわないかという問題以前に、会社をおかしくしてしまいます。株主の利益にもならない。』⁶⁹⁾

モニタリング・モデルの要諦は、社外取締役からなる報酬を決定する委員会を組織させて、その委員会に業績と連動した役員報酬を決定させることで業績向上へのインセンティブを与えることにあるが、宮内のコメントは、そのようなやり方こそが法外な役員報酬に結びつくことを教えてくれている。つまり、現在の改革がよしとしているやり方では、異常に高額な役員報酬をもたらすだけだと言っているのも同然なわけである⁷⁰⁾。

ドは定義が明確でなく、それを含む主張には意味がないという強い批判がある（三輪芳朗＝J. Mark Ramseyer「2014会社法改正、『コーポレートガバナンス・コード』と『社外取締役』」大阪学院大学経済論集28巻2号（2016年）15頁以下、30頁～31頁参照）。また、「攻めのガバナンス」は、概念矛盾に近いという指摘もある（江頭・前掲注（4）117頁）。

68) 東京商工リサーチ「2015年3月期決算『役員報酬1億円以上開示企業』調査（最終まとめ）」(http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20150713_01.html)。

69) フォーラム編・前掲注（63）125頁～126頁から引用。

70) ちなみに、神田は、「報酬委員会を任意で置く場合のもう一つの難しさは、……形の上では正当性を付与する面もあるのですが当然これには表裏がありまして、たとえば米国の例で

このように言うと、現在進行中の改革は、日本の役員報酬の水準が、アメリカなどと比べて低いという認識から出発しているので⁷¹⁾、叱られてしまいそうであるが、会計学者の福井義高は、現在の14分の1程度であった一世代前までのアメリカの経営者の水準の方がまともであるとしている⁷²⁾。

また、少し前に日本でも大きな注目を集めたフランスの経済学者トマ・ピケティは、アメリカの大企業の重役のように、「自分の仕事の対価として非常に高額で、歴史的に見ても前例のない報酬を得る人々」のことをスーパー経営者と呼んでいるが⁷³⁾、「かれらの高給の客観的根拠を、個々の『生産性』に求めるのはあまりに単純すぎる」⁷⁴⁾として、「極端に高い重役報酬に対して生産性に基づくまともな説明などない」⁷⁵⁾と述べている。彼がこのようにいうのは、経営者個々人の限界生産性を把握することは現実問題として困難であるからである。つまり、企業の生産高に対する貢献を正確に見積もることはできないのであり、そうであれば、役員報酬は、報酬委員会のようなところで決められるにしても、恣意的なものとなることは避けられない⁷⁶⁾。

また、ピケティは、「最高経営者に割り当てられるきわめて寛大な報酬は、富の分配格差拡大の強力な推進力になり得る」⁷⁷⁾としている。これは、ピケティが指摘した $r > g$ という不等式を踏まえると、恐ろしい話である。なぜかという、この不等式は、長期的に見て、資本収益率は経済の成長率を大きく上

いますと、報酬委員会を置いている、あるいは報酬コンサルタントを雇っている会社のほうが報酬は高いのです。……米国の場合には、それがしばしば批判されたりもするわけですが」と述べている。神田ほか（座談会）・前掲注（23）42頁（神田秀樹発言）参照。

71) 伊藤レポート（「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～プロジェクト」最終報告書〔平成26年8月6日〕）51頁の認識が基礎となっている。

72) 福井義高「伊藤レポートは反ピケティ？」企業会計67巻6号（2015年）75頁以下、75頁～76頁参照。

73) トマ・ピケティ（山形浩生＝守岡桜＝森本正史訳）『21世紀の資本』（みすず書房、2014年）313頁参照。「」は同頁から引用。

74) ピケティ・前掲注（73）343頁～344頁から引用。

75) ピケティ・前掲注（73）348頁から引用。

76) ピケティ・前掲注（73）344頁～345頁。ピケティの主張・宮内義彦のコメント・神田秀樹のコメント（前掲注（70）参照）をあわせると、現在の改革は、報酬コンサルタントと経営者にとってウィンウィン関係になるように進められていることになる。つまり、報酬コンサルタントは——ピケティに言わせれば恣意的な——免罪符を作成し——神田が言う「形の上での正当性」を付与し——、報酬を得ることによって儲かる。経営者はその免罪符を使って高額報酬を手にすることによって儲かる。そのようなウィンウィン関係である。

77) ピケティ・前掲注（73）347頁から引用。

回っており、格差は拡大する傾向にあるという事実を語っているからである。

ともかく、20年前の経営者の言葉を振り返ると、現在進行中の改革は、日本の会社をおかしくし、日本社会全体を悪い方向へ後押ししていないか、とても心配になる。つまり、私の懸念は、次のようなことである。

すなわち、現在進行中の改革は、日本企業から日本型経営を奪う形で経営の多様性を失わせるとともに、日本企業の強さも失わせているのではないか。また、佐々木喜朗が述べていたような日本人の美德を失わせ、日本社会の格差を拡大させることにつながっているのではないか。そういう懸念なのである⁷⁸⁾。

「攻めのガバナンス」という言葉が一人歩きをして、「ダブル・コード時代の対応策」ばかりが論じられる今こそ、少し立ち止まって、冷静に考えてみるべきである。その際には、構図的にも時間的にも、大きな枠組みの中で制度を眺めてみることも必要である。日本の会社法は、他の制度から孤立して存在しているわけではなく、外国の制度も含めたいろいろな制度の中に埋め込まれた歯車の一つに過ぎないのであるから⁷⁹⁾、当然、国際政治上の駆け引きの影響も受けながら回っていくものであるからである⁸⁰⁾。

78) この懸念については、拙稿「日本企業の役員報酬——問われる経営者の見識と良識」ビジネス法務 17 巻 10 号 (2017 年) 123 頁以下で論じたことがある。なお、原文人は、「アメリカ型の株主資本主義では、儲かるのは、株主とその手下である経営トップのみ。貧困層が増え、社会が二極分化し、格差社会が生まれます」と述べている (原・前掲注 (39) 234 頁参照)。また、鶯笛「これからの世界のための企業のあり方」商事法務 2122 号 (2017 年) 94 頁は、今、日本において、役員報酬が急速に高額化しており、確実に、経済格差の拡大や固定化の一因となっていることを指摘している。

79) 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣, 第 7 版, 2017 年) はしがき 2 頁参照。

80) 本稿のもとになった注 (3) 記載の講演の動画 (一橋大学 HP の YouTube バナーから閲覧可能) を見た私の友人 (田中耕三東北大学加齢医学研究所分子腫瘍学研究分野教授) が、以下のようなコメントを寄せてくれた。

「世界がどんどん画一化して行って、最初にしくみや規格を作った人が一人勝ちするというのは、どの分野でも見られる流れですね。法律や政策もその流れによるひずみを調整するというより、積極的に流れに乗り遅れまいとしているので、そこにフィットしないと簡単に淘汰されてしまいますね。」

確かにそのとおりで、このコメントは、かつて、経済学者の今井賢一が述べていたことを想起させる。以下は、今井賢一『資本主義のシステム間競争』(筑摩書房, 1992 年) 7 頁からの引用である。

「日本の産業システムが『系列』というようなかたちで国際摩擦の対象になるのは、日本の産業の国際競争力の強さにかかわって、それが世界を圧倒する優位性をもつと見られているからである。新しい型の競争であり、システム間の競争であるだけに、最終的には勝者のシステムだけが支配し、他のシステムは生き残れなくなるのではないかという脅威感がもたれているのは事実であろう。」

今後のコーポレート・ガバナンス研究が、そのような大きな視座から展開されていくことを期待して、この小論を閉じることにしたい⁸¹⁾。

81) 私のようなもの見方に対しては、あまりにシニカルであるという印象が持たれるかもしれない。しかし、公共選択論 (public choice) のアプローチに現れているように、これまでの制度が本当によいものであったのかどうかを (正統性も含めて) 評価する際には、研究者は適切なシニシズム (proper cynicism) を忘れてはいけない。そのことは、現在のアメリカ会社法学に大きな影響を与えた Henry G. Manne が強調しているところでもある。Henry G. Manne, A Free Market Model of a Large Corporation System, 52 Emory L. J. 1381, 1400 (2003).